

◆申告に必要なもの◆

- ①役場や税務署から送付された「令和元年分確定申告のお知らせ」または「申告書」（送付されている方のみ）
- ②マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
※通知カードの場合は免許証、パスポート等の本人確認書類が別途必要です。
※扶養親族がいる場合は、全員分が必要です。
- ③本人または扶養親族が障がい者の場合は、障がい者手帳など
- ④本人が学生の場合は、学生証
- ⑤印鑑
- ⑥申告書本人名義の口座番号の分かる資料（所得税の還付申告予定の方）
- ⑦給与所得・年金所得のある方は源泉徴収票（原本）
- ⑧事業所得・不動産所得のある方は、収支内訳書・収入金額および必要経費の分かる帳簿類・領収書など（※収支内訳書は、帳簿などから事前に作成する必要があります。）
- ⑨その他の所得者は、平成31年（令和元年）中の収入（所得）内容が分かる書類および必要経費の分かる領収書など

- ⑩社会保険（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料等）の領収書や証明書など
- ⑪生命保険・地震保険の控除証明書
- ⑫寄付金控除を受ける方は寄附をした際の領収書
- ⑬医療費控除を受ける方は、領収書をもとに自身で作成した「医療費控除の明細書」（明細書の書式は国税庁ホームページまたは役場税務課窓口で取得できます。）
※なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の作成・添付を省略できます。
- ⑭セルフメディケーション税制を受ける方は、特定健康診査や定期健康診断等の一定の取組を行った領収書や結果通知書を持参し、対象となるスイッチOTC薬（レシート等に★印等の記載のあるセルフメディケーション税制の対象商品であるもの）のレシートなど
※事前にとりまとめて金額を集計してください（詳しくは国税庁のホームページを参考にしてください）。
※医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

◆川越税務署の所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場について◆

期日 2月17日(月)～3月16日(月)
※土、日曜日と祝日を除きます。ただし、2月24日(月)と3月1日(日)に限り開場します。
時間 午前8時30分～午後4時（提出は午後5

時まで、相談開始は午前9時からです）
※相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。
場所 川越税務署 1階

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択

上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡所得（源泉徴収がある特定口座）について、所得税と町県民税で異なる課税方式を選択することができます。

所得税の確定申告で上場株式等の配当所得を申告する場合は、町県民税も同様の課税方式が適用されます。ただし、町県民税での課税を希望しない方は、町県民税における申告不要制度を選択することができます。

課税方式の選択を希望される方は、町県民税の納税通知書が送達される時までに、確定申告とは別に、町県民税申告書を税務課へ提出してください。また、申告会場でも受付をしています。なお、納税通知書が送達された時以降に申告をした場合は、制度の適用を受けることはできません。

町民課からのお願い

国民健康保険に加入している16歳以上の方は、収入がない場合でも毎年申告する必要があります。国民健康保険税の所得割額は、前年の所得を基に決定するので、正確な算定のために正しい申告をお願いします。また、高額療養費や入院時の食事代などについては、所得に応じて自己負担額の区分を判定しています。そのため、申告をしていないと、軽減等が受けられない場合があります。申告期間内に忘れずに申告するようお願いいたします。軽減が適用されるのは、世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主を含む）および国民健康保険加入者全員が所得申告した世帯に限られます。

☎町民課国保年金担当 ☎内線 122

◆医療費控除の対象について◆

自分や家族などのために、昨年1月から12月までに支払った医療費の合計金額が10万円（その年の所得が200万円未満の方は所得の5%相当額）を超えた場合は、医療費控除を受けることができます。以下に医療費控除の対象となるものとならないものの例を示しますので、ご参照ください。

【対象になるもの】

- 医師や歯科医師による診療代・治療代
- 治療や療養に必要な医薬品の購入費（薬事法に規定されているもの）
- 診療などで電車やバスなどの公共交通機関を利用した場合の交通費
- 6か月以上寝たきりの状態で、医師の治療を受けている人のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要）
- 介護保険制度の下で提供されている一定の介護保険サービス利用料（領収書に医療費控除対象額が記載されています。）（※詳しくは下記参照）

【対象にならないもの】

- インフルエンザなどの予防接種
- 健康診断や人間ドックの診断料（診断の結果引き続き治療を受ける場合は、含まれます。）
- 自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場代
- 血圧計や体温計などの健康維持のための器具購入費用
- 風邪予防のうがい薬や栄養ドリンク・サプリメント代
- 文書料（診断書料）

※詳しくは、国税庁ホームページ『タックスアンサー』をご覧ください。

◆医療費控除の対象となる介護保険サービス利用料について◆

介護保険サービスは、下記のものが医療費控除の対象となります。

	対象となるサービス	対象となる金額
施設	指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービス費の自己負担額（1割～3割）と食費・居住費に係る自己負担額の1/2
	介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 介護医療院	施設サービス費の自己負担額（1割～3割）と食費・居住費に係る自己負担額の合計額
居宅	訪問介護（※生活援助中心型を除く） 通所介護 地域密着型通所介護 地域支援事業の訪問型サービス 地域支援事業の通所型サービス 等	居宅サービス費の自己負担額（1割～3割） ・居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけられ、下記の医療系サービスと一緒に利用していることが前提です。 ・保険給付の支給限度額超過分の自己負担額は対象となりません。
	訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 等	居宅サービス費の自己負担額と食費・滞在費に係る自己負担額 ・保険給付の支給限度額超過分の自己負担額も控除の対象となります。

- おむつ代…要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、主治医意見書でおむつ使用の必要性が認められれば、町の発行する書類の添付で医療費控除を受けることができます。（発行には1週間程度かかります。）
- 医療費控除の申告には明細書等の添付が必要です。また、高額介護サービス費や補助金など介護保険からの払い戻しや利用料の填補がある場合は、支払った金額から填補される金額を差し引いて申告をします。